

横須賀法人会 ニュース みなと

MINA TO

CONTENTS

- 第41回全国大会高知大会開催
令和8年度税制改正に関する提言を採択
- 活動報告

NO.
312
2025.11

法人会
消費税期限内納付
推進運動



「煌めきの展望台」破崎緑地展望デッキ この破崎緑地展望デッキは馬堀海岸 走水を見下ろす高台にあり天気の良い日には富士山も望めます。綺麗な景色の為通り掛かる人々はいきなり足を止め眺めてしまう場所です。夕焼けに染まる空と水面、煌めく街明かりを写真に表現しました。
(写真・文martinさん／横須賀フォトコンテスト2024 横須賀市長賞)

第41回 法人会全国大会 高知大会を開催 令和8年度税制改正に関する提言を採択

10月16日、公益財団法人全国法人会総連合主催「第41回法人会全国大会」が、高知県立県民文化ホールで開催され、全国から約1,600名の各会代表が集った。

当会からは、鈴木 透会長、高橋秀一副会長、鈴木孝博副会長、立石文彦副会長、小池克彦相談役をはじめ総勢12名が出席して、元ローソン・ジャパン 都築富士男氏の講演、大会式典、税制改正に関する提言の採択などに参加した。



冒頭で挨拶する 全法連 斎藤 保 会長

冒頭に、全法連 斎藤 保会長は「この大会は、法人会の『税制改正に関する提言』の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会会員が一堂に会し、交流と研鑽を通じて、より一層の連携を深めることを目的に、年に1回開催しております。私たち法人会は、『税のオピニオンリーダーたる経営者の団体』として、税制に関する建設的な提言以外にも子供達への租税教育や、企業の税務コンプライアンス向上に資する『自主点検チェックシート』の活用など、『税』を中心とした公益的な活動を全国的に展開しています。

さて、我が国の経済を取り巻く環境は、急速に変化しています。その行方は、米国のトランプ関税による影響により不透明であり、今後、その影響が本格化する恐れもあることから細心の注意が求められます。こうした中で、地域経済と雇用を支える役割を担う中小企業の経営環境は、深刻化する人手不足や継続的な賃上げ等により厳しさを増しており、税財政上のきめ細かな支援が不可欠です。

一方、主要先進国で最も悪化していた我が国の財政状況は、コロナ禍の緊急的な財政出動を経て債務残高がさらに増加しています。昨年、日本銀行がマイナス金利政策を解除し、『金利のある世界』に回帰しましたが、今後も金利の上昇が続けば、国債の利払い費が増えて財政を圧迫しかねません。日本経済を安定的に成長させ、持続可能性を高めるために、財政健全化は国家的な課題であると改めて認識し、本格的な歳入・歳入の一体的改革を進めることが重要です。また、中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、税と社会保障を一括して議論しなければなりません。

法人会では、こうした点を踏まえ、『税制改正に関する提言』を取りまとめたところであり、その趣旨が理解され、提言が実現されることを強く求めてまいります。」と挨拶した。

令和8年度 税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

Ⅰ. 税・財政改革のあり方

- ・日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

- ・今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。
- (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。
- (2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに

行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。

- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。
- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。
- (2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。
- (3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や児童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。
- (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。
- (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

令和8年度税制改正スローガン

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要
将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、
金融市場の動揺を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、
中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、
地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

3. 行政改革の徹底等

- ・国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

- ・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 法人税率について
近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ1,600万円程度に引き上げること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

① 中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

③ スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

(4) 小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

(5) 償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

(6) 中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。

2. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を

めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

（令和8年度税制改正に関する提言抜粋）

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や「租税教育」、企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の普及など、税を中心とする活動を全国で積極的に展開し、広く社会へ貢献している。

我が国の財政は、コロナ禍への緊急対応で政府が大規模な財政出動に踏み切ったことから、長期債務残高が1,300兆円を超えるなど、さらに悪化することとなった。

昨年、日本銀行はマイナス金利政策を解除し、「金利のある世界」に回帰したが、今後も金利の上昇が続けば、国債の利払い費も増えて財政を圧迫しかねない。財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳入・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

一方、経済を取り巻く環境は急速に変化している。食料やエネルギーなどの価格高騰を契機に消費者物価も上昇し、デフレ期からインフレ期への転換期に突入するなど国民生活や産業に大きな影響を与えている。

特に、中小企業の経営環境は深刻化する人手不足や継続的な賃上げ等により、厳しさが増している。さらに、米国のトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、経済の先行きを不透明にしている。

地域経済や雇用の担い手である中小企業は、日本経済の礎でもある。その中小企業の活性化を促進するためには、税財政上のきめ細かな支援が不可欠である。そのため、法人会は「中小企業の活性化に資する税制措置」、「事業承継税制の拡充」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和7年10月16日
全国法人会総連合 全国大会

横須賀税務署 確定申告アルバイト募集

勤務地	神奈川県横須賀市新港町1-8横須賀地方合同庁舎
仕事内容	・スマートフォンを用いた確定申告書作成の補助 ・パソコン（エクセル・ワード等）を用いた簡易なデータ入力 ・一般行政事務の補助等 (各種書類の整理、提出書類の受付、郵便物の受付)
資格等	ワード・エクセル等のパソコン基本操作ができる方、高校卒業程度の知識を有する方
賃金	時給1,250円 ※ 給与法改正等により変更される場合があります。
雇用期間	令和8年1月下旬から令和8年3月31日までの期間内で1か月から2か月程度
時間等	月曜日から金曜日（週5日、祝日除く） ① 9:30～16:00（5.5h、休憩1h） ② 10:30～17:00（5.5h、休憩1h） ③ 8:30～12:30（4.0h） ④ 8:45～12:45（4.0h） ⑤ 12:30～17:00（4.5h） ※ 指定の日曜日に出勤していただく場合があります。
通勤手当	原則として実費相当額を支給
連絡先	(電 話) 046-824-5500 (担当者) 総務課 木村（きむら） 内線4203 ※ 自動音声案内に従い「2番」を選択した後、担当者名と内線番号をお伝えください。



源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました

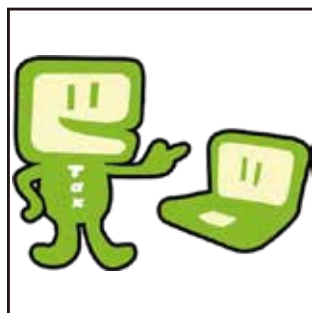
源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト（WEB版）と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続を体験できるデモ操作ツールです。※体験できる機能は一部のみ

e-Tax によるキャッシュレス納付の利便性をぜひご体験ください



事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しいただけます。e-Taxの操作性を気軽に体験することができます。



何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスを気にすることなく、利用できます。パソコンの操作が苦手な方でも、安心して利用できます。



操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行う使い方もできます。

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーはこちらからご利用ください

スマホの場合は
こちら



PCの場合は
こちら

納付体験コーナー

検索



も法人会は地域に根差した活動を



8/17 横須賀市民盆踊り大会で法人会をPR
中央第1地区会・第2地区会 於：市役所前公園



9/3～5 秋の交通安全運動通学路誘導で法人会をPR
中央第1地区会・第2地区会 於：大滝町周辺



8/22 青年部会セミナーでビジネスAIの活用について学ぶ
講師：柳田 浩太 先生 於：産業交流プラザ



9/3 JAXA（茨城県つくば市）などを見学
南西地区会と東部地区会合同の親睦旅行会



9/20 献血活動 66名受付64名採血
南部地区会 於：京急久里浜ウイング前



9/8 神奈川県法連女性部会連絡協議会セミナー
冒頭で挨拶する野澤真知子会長 於：ローズホテル



9/18 全国女性フォーラム北海道大会
役員4名で参加 於：札幌パークホテル



秋も法人会は地域とともに活動を



10/3 フットサル交流会を開催
青年部会 於：横須賀フットサルクラブ



10/10 税の絵はがきコンクール作品展示
女性部会 於：モアーズシティ横須賀



10/4 県法連地域社会貢献活動 海岸清掃に参加
於：小田原海岸



10/5 よこすかさかな祭りに参加
中央第1地区会・第2地区会 於：横須賀魚市場



10/11 よこすか産業フェス2025に税務署関係6団体で参加
於：横須賀商工会議所



10/16 全国大会高知大会に参加
於：高知県立県民文化ホール



10/18 きたくりはま秋まつり
東部地区会 於：根岸交通公園



賃上げ促進税制 ～賃上げに取り組む企業の皆様へ～

東京地方税理士会 横須賀支部 税理士 及川 慎哉



「給与等の支給額が増加した場合の特別控除制度」については、令和6年度改正により適用要件・税額控除率の見直しが行われ、適用期限も3年間延長されました。

この改正は令和6年4月1日から令和9年3月31日までに開始する各事業年度が対象となりますので、既に多くの法人の決算で適用が始まっていると思われます。以下では、令和6年度改正における注意点を整理します。

1. 制度区分の見直し

令和6年度改正により、大企業向け・中堅企業向け・中小企業向けの3つの制度に区分されました。中小企業は、要件を満たせば大企業向け・中堅企業向けの制度も適用することが可能となっています。

また、各制度における「給与等支給額」の判定対象は次のとおりです。

- ・中小企業向け制度：全雇用者
- ・大企業向け制度・中堅企業向け制度：継続雇用者

そのため、中小企業において全雇用者ベースで給与等支給額が増加しているが+1.5%の増加に満たない場合には中小企業向け制度は適用できないものの、継続雇用者ベースでは+3%以上の増加を満たしているケースが想定されます。この場合、大企業向け・中堅企業向けの制度を利用することにより税額控除を受けることが出来ます。

2. 教育訓練費の上乗せ措置

令和6年度改正により、教育訓練費の上乗せ措置に次の適用要件が追加されました。

- ・適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合

そのため、教育訓練費の額が前年度比+5%（大企業向け・中堅企業向けの場合は+10%）の増加であっても、上記の要件を満たさなければ適用で

きないこととなりました。

3. 子育てとの両立・女性活躍支援の上乗せ措置

令和6年度改正により、新たに子育てとの両立・女性活躍支援の上乗せ措置が新設されました。くるみん・えるぼしの認定を取得することで税額控除の上乗せを受けることが出来るのですが、適用を受ける事の出来る要件は次のとおりになります。

- ・プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定・プラチナえるぼし認定
→適用事業年度終了の日において認定を取得している場合
- ・くるみん認定・くるみんプラス認定・えるぼし認定（二段階目～三段階目）→適用事業年度中に認定を取得した場合

そのため、くるみん認定・くるみんプラス認定・えるぼし認定（二段階目～三段階目）については、税額控除の適用を受ける事業年度での認定取得が必要になります。

4. 中小企業向け制度における繰越制度

令和6年度改正により、中小企業向け制度では控除しきれなかった額の5年間の繰り越しが可能となりました。

未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した事業年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要です。

そのため、法人税の納付がない事業年度であっても、全雇用者の給与等支給額の増加の確認が必要になります。

次頁をご参照ください。

.....

にせ税理士に
ご注意ください!!



にせ税理士に注意してください！

東京地方税理士会横須賀支部
横須賀市平成町2-14-4 横須賀商工会議所3階
TEL 046-824-4193

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制

【大企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大30%**を税額控除*

【中小企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大40%**を税額控除*

* 税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

< 大企業向け (資本金1億円超の企業など) >

適用対象：青色申告書を提出する全企業

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度

(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で4%以上増加

⇒ **25%税額控除***

or

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で3%以上増加

⇒ **15%税額控除***

※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、これに加え、「従業員への還元や取引先への配慮の方針を公表していること」が必要

追加要件

教育訓練費が
前年度比で20%以上増加

⇒ **+5%税額控除***

大企業向けの
詳細情報はこちら



< 中小企業向け (資本金1億円以下の企業など) >

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度

(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で2.5%以上増加

⇒ **30%税額控除***

or

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増加

⇒ **15%税額控除***

追加要件

教育訓練費が
前年度比で10%以上増加

⇒ **+10%税額控除***

中小企業向けの
詳細情報はこちら



本紙内容は令和3年12月の政府決定時点のもので、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。詳細情報につきましては、租税特別措置法等が成立し制度内容が確定し次第、令和4年5月頃を目途に上記HPに公表致します。



厚生委員会

健康相談

No.147

横須賀市立市民病院

脳神経外科

吉田 俊 先生

慢性頭痛と危険な頭痛

“頭痛”はありふれた疾患で今までに頭痛を全く経験したことのない人はおそらくいないと思います。しかし頭痛といっても、日常経験する軽い頭痛から命に関わる重篤な頭痛まで様々あります。おおまかに以下の3つのグループに分けられます。

- ①アイスクリームなどの冷たいものを食べたり、二日酔いや感冒にともなって出現する一過性の頭痛
- ②命に関わらない慢性の頭痛（片頭痛、緊張型頭痛）
- ③くも膜下出血、脳出血、脳腫瘍、髄膜炎など命に関わる頭痛

①はおこっても様子をみていればやがて治るため、通常問題になることはありません。今回は頻度の多い②について解説し、最後に③の危険な頭痛との違いを説明していきます。

②慢性頭痛には頻度の高いものとして片頭痛と緊張型頭痛があります。両者ともすっきり治るということがなく、なかなか厄介な頭痛です。

片頭痛は、若い女性から中年女性に多く高齢者では稀です。月に1、2回あるいは週に2、3回起こり、痛みは夕立のように突然おこり数時間から数日続きます。頭の片側または両側が拍動するように痛み、激痛であることが多いです。光や音に敏感になります。脳の血管が拡張して周囲の神経を刺激するために痛みがおこります。近年、症状をやわらげる優れた薬がいろいろありますので思い当たる方は医療機関を受診してみてください。

緊張型頭痛は最も頻度の高い頭痛で、精神的ストレスやパソコンの作業などでずっと座っていることにより、頭や首や肩の筋肉が緊張し、頭が締めつけられるような頭痛がします。肩凝りや首の凝りを伴うことが多いです。男女差はなく若い人から高齢者まで全ての年齢でおこり、夕方に症状が強くなることが多いです。お酒を飲むと症状が和らぎます。



玄翁



樋口一葉 (1872. 5. 2-1896. 11. 23)

「痛むんです、頭が。割れそうなんです。だれか玄翁（げんのう）でこの頭を断ち割ってください。」

井上ひさし『頭痛肩こり樋口一葉』より

片頭痛のような特効薬はなく、対症的に痛み止めを内服したり運動やストレッチなどで地道に筋肉をほぐしたり、生活上のストレスを減らしていくしかありません。

これに対して③命にかかわる頭痛の代表的な特徴をあげてみます。

- ・突然の激しい頭痛
- ・いつもと違う、今まで経験したことがないような頭痛
- ・何度も嘔吐してしまう頭痛
- ・高熱を伴う頭痛
- ・「手足が動かしにくい、まっすぐ歩けない、目が見にくい、うまく会話ができない、いつもできることができない」などの症状を伴う頭痛

以上の場合は③命にかかわる頭痛が起こっている可能性があるため、すぐに医療機関を受診してください。

(お問い合わせ)

横須賀市立市民病院

地域医療連携室代 046-856-3136

知れば知るほど お得が満載！
社長も社員もつかえるハッピーなサービス
会員優待サービスブックを活用しましょう！

Webサイトはこちらから <https://houjinkai.kanagawa.jp>

会員限定パスワードは事務局までお問合せ願います



新 会員紹介

(令和7年8月～令和7年10月 順不同・敬称略)

— 広げよう会員の輪 —
近くの会員企業を利用しましょう

支 部	法 人 名	代表者名	所 在 地	電 話	業 種
北部地区会					
追浜東	* アイ・アール・テック(株)	坂本 稔	横浜市金沢区能見台5-26-2	070-7782-7532	外国人材紹介業
中央第2地区会					
安浦	GLOBAL GATE(同)				コンサルティング業
安浦	(有)魚長商店		安浦町3-24	822-2040	飲食業
東部地区会					
根岸	(株)新栄電設工業	森 信	根岸町4-6-3	833-0360	電気工事業
南部地区会					
大津	(株)建築工房藤田	藤田 隆仁	馬堀町3-25-8	876-9804	建設業
久里浜西	(株)グラント工房	藤野 祥人	久里浜3-22-14	874-4511	住宅リフォーム業
北下浦	(株)伊之崎リース	高木 竜一	長沢2-8-14		
西部地区会					
武山	(有)鈴川工業	鈴川 利明	太田和5-556-5	857-5175	建設業
市外					
市外	* (株)マリンズヨーコ	宮原 修身	東京都中央区日本橋室町1-9-11-5F	03-3241-2200	フードデリバリー
市外	* 黒木政人税理士事務所	黒木 政人	横浜市中区野毛町2-90-307	045-325-7025	税理士事務所

*は賛助会員です。

広報の窓



大河ドラマ『逆賊の幕臣』

今年度から広報委員会担当副会長を仰せつかりました錦工業(株)の勝見です。弊社の創業からの生業である造船業にも大変関係のある大河ドラマの制作発表を経て寄稿をさせていただきます。

2027年のNHK大河ドラマが、勝海舟のライバルと言われた幕臣・小栗上野介忠順(1827～68)を主人公にした「逆賊の幕臣」に決まりました。

小栗は、横須賀製鉄所(後の横須賀造船所)の建設に尽力した功労者として知られています。また、1853年の米国軍人ペリー率いる「黒船艦隊」の浦賀沖来航後の、1860年には日米修好通商条約批准書交換のための使節団に登用され米国軍艦『ポーハタン号』に乗艦して『咸臨丸』とともに渡米しています。

しかし、後世に偉業として語り継がれているのは勝海舟率いる日本の軍艦『咸臨丸』のほうばかりでした。

小栗は、帰国後は幕府の外国奉行や勘定奉行などを歴任し、米国での知見をもとに本格的な造船所と修理施設の建設などを主導しました。しかし、大政奉還(1867年)後に隠棲先の上野国権田村(現群馬県高崎市倉渕町)で、新政府軍との徹底抗戦を主張していたとして捕らえられ、無実の罪



ワシントン海軍工廠での使節団(前列右から2番目が小栗上野介/1860年) 出典:ウィキペディア

を着せられ家臣とともに処刑されたという無念の最期でした。

横須賀市では例年、横須賀製鉄所の建設に尽力した小栗上野介忠順とフランス人技師ヴェルニーの功績をしのぶ式典を、製鉄所があった米海軍横須賀基地近くのヴェルニー公園で開催している。私たちの街(横須賀市)を舞台に描かれる大河ドラマ『逆賊の幕臣』で小栗上野介忠順の生涯とその偉業が、大河ドラマを通じて全国に知られることを皆さんで楽しんでみてはいかがでしょうか。

広報委員会担当副会長
錦工業(株) 勝見 慎一

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに

神奈川県 最低賃金

令和7年
10月4日 から
時間額

1,225 円

前年比 **UP**
63円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する
特設サイト

最低賃金 特設サイト 検索



最低賃金に関する
お問い合わせは
神奈川労働局または
最寄りの労働基準監督署へ

神奈川労働局 検索



賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索



中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金

最大600万円を助成



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

横須賀労働基準監督署

〒238-0005 横須賀市新港町1番地8 横須賀地方合同庁舎5階 ☎046-823-0858

公益社団法人
横須賀法人会



〒238-0013 横須賀市平成町2-14-4 TEL (825) 7100 FAX (826) 3073
<http://www.yokosuka-hojinkai.com/> E-mail: office@yokosuka-hojinkai.com

編集: 広報委員会
印刷: 文明堂印刷株式会社